

慶弔見舞金規程

特定非営利活動法人ゆあマイン

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、職員の慶弔禍福に際し支給する慶弔見舞金について定めたものである。

(慶弔見舞金の種類)

第2条 慶弔見舞金の種類は、次のとおりとする。

- ①結婚祝金
- ②出産祝金
- ③傷病見舞金
- ④死亡弔慰金

(適用範囲)

第3条 この規程は就業規則に定める職員とし、パートタイム職員も含むものとする。

(支給日)

第4条 慶弔見舞金は、職員からの申請書の提出があり、申請内容が妥当と認められたらすみやかに支給する。なお、職員は所定書式の「慶弔見舞金申請書」を記入して提出しなければならない。申請書の提出期限は支給事由発生後3ヶ月以内とし、期限を過ぎてからの申請には見舞金の支給はしないものとする。

(勤続年数の計算)

第5条 この規程における勤続年数の計算は、採用の日から支給事由発生日までとする。ただし、会社都合によらない休職期間を除く。

第2章 結婚祝金

(結婚祝金)

第6条 職員が結婚したときは、次の区分により結婚祝金を支給する。再婚の場合は、半額とする。

- | | |
|---------|---------|
| ①勤続3年未満 | 10,000円 |
| ②勤続3年以上 | 20,000円 |

(双方職員の場合)

第7条 結婚の当事者双方が職員の場合、前条の祝金は各々に支給する。

第3章 出産祝金

(出産祝金)

第8条 職員及びその配偶者が出産したときは、次のとおり出産祝金を支給する。

1 産児につき 5,000円

(死産の時)

第9条 死産の場合は、見舞金として前条の半額を支給する。

第4章 傷病見舞金

(業務上の傷病)

第10条 職員が業務上の傷病により7日以上休職をする場合、次の区分により傷病見舞金を支給する。

①勤続3年未満 10,000円

②勤続3年以上 15,000円

2 療養が長期に及ぶときには、役員会の決定により前項の金額を増額または追加を行うことがある。

(業務外の傷病)

第11条 職員が、私傷病により療養するために30日以上休職する場合、次の区分により傷病見舞金を支給する。

①勤続3年未満 5,000円

②勤続3年以上 10,000円

第5章 死亡弔慰金

(本人弔慰金)

第12条 職員が死亡したときは、次の区分により、遺族に対して死亡弔慰金を支給する。

期間	世帯主	非世帯主
勤続5年未満	15,000円	10,000円
勤続5年以上10年未満	30,000円	15,000円
勤続10年以上	50,000円	25,000円

- 2 葬儀の際には、会社名および理事長名の花輪または生花を供する。
- 3 1項の弔慰金は、労働基準法施行規則第42条から45条に定める遺族の順位を準用し、上位となる1人に支給する。
- 4 特に功労のあった職員に対しては、1項の金額を増額することがある。

(家族弔慰金)

第13条 職員の配偶者や扶養する子、父母などが死亡したときは、次の区分により家族弔慰金を支給する。

区分	勤続3年未満	勤続3年以上
配偶者	10,000円	15,000円
子	5,000円	10,000円
父母	5,000円	10,000円
義父母	2,000円	3,000円

- 2 葬儀に際しては、会社名および理事長名の花輪または生花を供する。
- 3 同一の支給事由について2人以上の有資格者職員がいるときは、年長者または喪主に対して支給する。

(規程の改廃)

第14条 社会情勢及び施設の運営状況等により、この規程を廃止又は改定する場合がある。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。